

4. 違反の概要

- (1) 乗務時間等告示の遵守違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (2) 点呼の実施義務違反【未実施、実施不適切】
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)
- (3) 運転者に対する指導監督義務違反
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：鎌田、佐藤（光）

TEL：022-791-7532